

平成 22 年 5 月 10 日

回 答 書

特定非営利法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 殿

株 式 会 社 レ ッ ク
代表取締役 高 橋 泉

Tel:079-562-0909 / Fax:079-562-1172



拝啓

当社は、当社ファクトレック 21 会員・入会契約約款（会員会則）（以下「本件約款」といいます。）に関する貴法人からの申し入れに対し、以下のとおり回答いたします。

敬具

記

中途解約における控除額について

解約時に控除する金額が、「消費者契約法第 9 条第 1 号に反するものと考えられます。」との貴法人のご指摘について、先般来、社内検討を重ねて参りました結果、ファクトレック 21 会員の入会契約（以下単に「入会契約」といいます。）の契約期間である 10 年間を前提とする会員サービスの提供に伴う実費等を勘案し、解約される会員の方（以下「解約会員様」といいます。）が入会契約に基づく会員サービス（以下「本商品」といいます。）を利用されていない場合における当該解約会員様への返金（買戻）金額を、販売金額の 8 割（解約会員様のご負担は 2 割）に設定させていただきたいと考えております。

また、解約会員様が入会契約に基づく会員サービスを一部使用されている場合については、本商品の利用に伴う費用負担が実際に生じていること及び本商品は元来 10 年間の利用を前提として設計されていること等の諸事情を踏まえ、解約会員様が利用された会員サービスにおける負担額を一般利用者様の価格に換算し、ご清算をお願いする予定です（なお、解約会員様が、弊社パンフレッ

トに記載の冠婚葬祭セレモニーコースを既にご使用されている場合は、これにより権利が失効するため、当該解約会員様に対する返金は生じません。)

当社としましては、平成 21 年 11 月 27 日付けの回答書に記載のとおり、入会契約の法的性質はあくまで会員権という権利の売買契約であり、本来、中途解約が予定されていない契約であるところ、消費者保護の観点から、任意に買戻の方法による中途解約を承認させていただいているとの理解にあり、解除の場合における損害賠償額の予定あるいは違約金に関する消費者契約法第 9 条の適用を受けるものではないと考えておりますが、消費者保護制度の趣旨を汲み取り、本商品をご購入いただいた会員皆様の利益に意を払いつつ、様々な視点で買戻金額の検討を重ねた結論でございます。

なお、本改定は、先般回答をさせていただきました解約の条件とあわせて、将来ご契約の方だけでなく、全ての既契約者様に適用させていただく所存であり、その社内体制および書類等の準備を早急に行う予定です。
ご理解の程お願い申し上げます。